おいて第六十八条の十五の二の規定の適用を受ける場合には、同条の規定による控除を受ける金額の計算の基礎となつた者に対する給与等の支給額として政令で定めるところにより計算した金額を控除した残額）の百分の十五（当該連結事業年度において第三号に掲げる要件を満たす場合には、百分の二十）に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該税額控除限度額が、当該連結事業年度の連結所得に対する調整前連結税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

一　当該連結親法人及びその各連結子法人の継続雇用者給与等支給額の合計額から継続雇用者比較給与等支給額の合計額を控除した金額の当該継続雇用者比較給与等支給額の合計額に対する割合が百分の三以上であること。

二　当該連結親法人及びその各連結子法人の国内設備投資額の合計額が当該連結親法人及びその各連結子法人の当期償却費総額の合計額の百分の九十に相当する金額以上であること。

三　当該連結親法人及びその各連結子法人の当該連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（その教育訓練費に充てるため他の者（当該連結親法人又はその連結子法人との間に連結完全支配関係がある他の連結法人を含む。）から支払を受ける金額がある場合には、当該金額を控除した金額。次項第二号イ及び第三項において同じ。）の合計額から当該連結親法人及びその各連結子法人の比較教育訓練費の額の合計額を控除した金額の当該比較教育訓練費の額の合計額に対する割合が百分の二十以上であること。

第六十八条の十五の六第六項を削り、同条第五項中「第一項」の下に「又は第二項」を加え、「基準雇用者給与等支給額及び」を削り、「計算」の下に「、継続雇用者比較給与等支給額の合計額が零である場合におけるこれらの規定に規定する要件を満たすかどうかの判定」を加え、「同項」を「これら」に改め、同項を同条第六項とし、同条第四項中「第一項」の下に「及び第二項」を加え、「同項の規定」を「これらの規定」に改め、「雇用者給与等支給増加額及びその額のうち同項の」を削り、「から同項の」を「から」に改め、「に達するまでの金額」を削り、「並びに」を「及び」に改め、「明細」の下に「並びに継続雇用者給与等支給額の合計額及び継続雇用者比較給与等支給額の合計額」を加え、「雇用者給与等支給増加額は」を「当該控除した金額は」に、「雇用者給与等支給増加額を」を「雇用者給与等支給額の合計額から比較雇用者給与等支給額の合計額を控除した金額を」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項第三号中「前項の規定の適用を受けようとする連結事業年度」を「各連結事業年度」に改め、同項第四号及び第五号を削り、同項第六号イ中「当該支給額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該事業年度の月数で除して計算した金額」を「その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額」に改め、同号ロを次のように改める。

ロ　前連結事業年度の月数と当該適用年度の月数とが異なる場合（イに掲げる場合を除く。）　その月数に応じ政令で定めるところにより計算した金額

第六十八条の十五の六第二項第六号を同項第四号とし、同項第七号を削り、同項第八号中「平均給与等支給額　連結親法人及び」を「継続雇用者給与等支給額　連結親法人又は」に、「の適用年度の」を「ごとに」に、「（当該適用年度」を「（当該連結親法人又はその連結子法人の適用年度」に改め、「いう。）」の下に「の期間内の各月」を加え、「給与等の支給を」を「当該連結親法人又はその連結子法人の給与等の支給を」に改め、「国内雇用者」の下に「として政令で定めるもの」を加え、「以下この号及び次号」を「同号」に改め、「）に対する」の下に「当該適用年度の」を加え、「の合計額を当該連結親法人及びその各連結子法人の当該継続雇用者に対する給与等の支給額に係る給与等支給者数として政令で定める数を合計した数で除して計算した金額」を削り、同号を同項第五号とし、同号の次に次の三号を加える。

六　継続雇用者比較給与等支給額　前号の連結親法人又は適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、継続雇用者に対する前連結事業年度等の給与等の支給額として政令で定める金額をいう。

七　国内設備投資額　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該連結親法人又はその連結子法人が適用年度において取得等（取得又は製作若しくは建設をいい、合併、分割、贈与、交換、現物出資又は法人税法第二条第十二号の五の二に規定する現物分配による取得その他政令で定める取得を除く。）をした国内資産（国内にある当該連結親法人又はその連結子法人の事業の用に供する機械及び装置その他の資産で政令で定めるものをいう。）で当該適用年度終了の日において有するものの取得価額の合計額をいう。

八　当期償却費総額　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該連結親法人又はその連結子法人がその有する減価償却資産につき適用年度においてその償却費として損金経理（法人税法第八十一条の二十第一項第一号に掲げる金額を計算する場合にあつては、同項に規定する期間に係る各連結法人の決算において費用又は損失として経理することをいう。以下この章において同じ。）をした金額（損金経理の方法又は当該連結親法人若しくはその連結子法人の当該適用年度に係る決算の確定の日までに剰余金の処分により積立金として積み立てる方法により特別償却準備金として積み立てた金額を含み、同法第八十一条の三第一項の規定により同項に規定する個別損金額を計算する場合における同法第三十一条第四項の規定により同条第一項に規定する損金経理額に含むものとされる金額を除く。）の合計額をいう。

第六十八条の十五の六第二項第九号を次のように改める。

九　教育訓練費　連結親法人又は当該連結親法人による連結完全支配関係にある連結子法人がその国内雇用者の職務に必要な技術又は知識を習得させ、又は向上させるために支出する費用で政令で定めるものをいう。

第六十八条の十五の六第二項に次の二号を加える。

十　比較教育訓練費の額　連結親法人又は適用年度終了の時において当該連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の二年前の日から当該連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（当該期間内に開始した当該連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度に該当しない事業年度（以下この号において「二年以内事業年度」という。）にあつては当該二年以内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額とし、当該各連結事業年度の月数（二年以内事業年度にあつては、当該連結親法人又はその連結子法人の二年以内事業年度の月数。以下この号において同じ。）と当該適用年度の月数とが異なる場合には当該教育訓練費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各連結事業年度の月数で除して計算した金額とする。）の合計額を当該期間内に開始した各連結事業年度の数（二年以内事業年度の数を含む。）で除して計算した金額（当該適用年度開始の日が当該連結親法人又はその連結子法人の設立の日である場合のうち政令で定める場合には、零）をいう。

十一　中小連結法人比較教育訓練費の額　中小連結親法人又は適用年度終了の時において当該中小連結親法人による連結完全支配関係にある各連結子法人ごとに、当該適用年度に係る連結親法人事業年度開始の日の一年前の日から当該中小連結親法人又はその連結子法人の当該適用年度開始の日の前日までの期間内に開始した各連結事業年度の連結所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額（当該期間内に開始した当該中小連結親法人又はその連結子法人の連結事業年度に該当しない事業年度（以下この号において「一年以内事業年度」という。）にあつては当該一年以内事業年度の所得の金額の計算上損金の額に算入される教育訓練費の額とし、当該各連結事業年度の月数（一年以内事業年度にあつては、当該中小連結親法人又はその連結子法人の一年以内事業年度の月数。以下この号において同じ。）と当該適用年度の月数とが異なる場合には当該教育訓練費の額に当該適用年度の月数を乗じてこれを当該各連結事業年度の月数で除して計算した金額（当該適用年度開始の日が当該中小連結親法人又はその連結子法人の設立の日である場合のうち政令で定める場合には、零）をいう。